

令和 8 年度

「学校危機管理マニュアル」

小平市立小平第一中学校

目 次

・ 地震に関する防災計画	2
(帰宅困難時留置き用備蓄品管理表 (学務課配備分) 含)	
・ 落雷に関する防災計画	11
・ 高温等に関する防災計画	12
・ 風水害に関する防災計画	15
・ 火災に関わる防災計画	16
・ 防犯に関わる防災計画	19
・ 弾道ミサイル発射) に関わる防災計画	22
・ 野生動物に関わる防災計画	23
・ 傷病者対応基本方針	26
・ 学校危機管理に関する研修	31
・ 令和 8 年度安全指導・避難訓練の年間指導計画	32

地震に関わる防災計画

1 学校危機管理方針

危機が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、児童・生徒、教職員、地域住民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、危機管理対策の具体的な取組等に関する基本の方針を示し、教職員が総力を結集し、安全確保・人命救助に努める。

※「7 避難所となった場合の対応」参照

2 危機管理体制

(1) 震災等の危機にあつては、次のとおり学校災害対策本部を設置し、適切な対応をとる。

①学校災害対策本部を設置する危機事象（震災関連）

- ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- イ 震度6弱未満であっても被害規模（火災発生、公共交通機関の停止等）が甚大であるとき。
- ウ 休日、夜間等の勤務時間外に震度5強の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、小平市災害対策本部が設置されたとき。
- エ 南海トラフ地震臨時情報が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合において小平市災害対策本部が設置されたとき。

②学校災害対策本部の設置時の役割分担（防火管理規定の自衛防災組織）

担当名	主な役割	主たる担当者
本部長	学校災害対策本部を設置、全体指揮	校長
各班・係の責任者	小平市・消防署・緊急初動要員との連携 各班・係への指示・連絡・調整 各班・係からの報告を集約し本部長に伝達。	副校長
連絡係	情報を収集し、連絡体制を整える。 隊長・副隊長の補佐	教務主任
施設係	生徒の安全な避難誘導・人員把握及び管理 震災による被害状況を把握し、報告 引き渡しカードの保管・活用の指示	生活指導主任
救急医療班	救護体制確立 救急用品（担架、毛布含む）の持ち出し。 児童・生徒のけがの状態、健康状態を把握し、必要に応じて対応（処置、関係機関との連絡等）	養護教諭
安全点検 ・消火班	初期消火体制の調整 火災が発生した場合の消火活動	進路指導主任 副担任・非授業者
避難所支援班	P T Aの支援費で食料を調達 避難所となった場合の青少対との連絡・調整	副校長・生活指導主任・ 生活指導部
搬出班	ラジオ、ハンドマイク、重要書類等の持ち出し	事務職員・教務部

誘導班	○授業中は授業担当者、部活指導中は部活顧問 担当生徒を安全に避難・誘導する。	1 学 年	◎学年主任 各学年教員
		2 学 年	◎学年主任 各学年教員
		3 学 年	◎学年主任 各学年教員
		I 組	◎主任、各学年教員

*避難所支援班は消火班を兼ねる。◎は学年主任・I組主任

(2) 教職員の参集（勤務時間外）

夜間、休日等の勤務時間外において、震災等が発生した場合は、教職員は次のとおり勤務地に参集する。

状 況	参集職員
小平市において震度5強以上の地震が発生したとき及び東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき（学校災害対策本部が設置されたときを除く。）	運営委員会職員 ◎学校近隣で、参集可能な職員
学校災害対策本部が設置されたとき	全教職員 ◎参集可能な職員

*交通状況により勤務校に来ることが困難な場合は、交通状況が確保されるまで、居住地の避難場所となっている学校の支援を行う。

教職員の役割

- ・被害状況の確認を行う。
- ・必要に応じて、児童・生徒の安否確認を電話や家庭訪問等により行う。
- ・学校が避難所となった場合、避難所支援担当者はその任に当たる。

(3) 臨時休業及び再開

- ①休日・夜間等の、登校時間以外の時間帯において震度6弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- ②在校時において、震度6弱以上の地震が発生した際は、児童・生徒の引き渡しや集団下校等の対応後、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- ③市立学校の再開は、学校ごとに校長及び教育委員会で協議した上で決定することとし、決定後、速やかに当該校の保護者及び市ホームページ等で周知することとする。

3 学校と地域との関係

〔地域関係機関（者）〕

・小平警察署・小平消防署・小平市（緊急初動要員初動地区隊を含む）・小平市教育委員会

- ・多摩小平保健所・小平児童相談所・小平市子ども家庭支援センター・民生委員児童委員、
- ・主任児童委員
- ・地域パトロール・青少年対策地区委員会（十四小・学園東小・二小）

〔学校関係者〕

- ・学校経営協力者・P T A

4 危機管理に関する年間計画等（防災（避難）訓練計画・学校危機管理に関する教員研修計画）

※…保護者・地域と連携した訓練

4月30日 震度5以上の地震を想定した引き渡し訓練

	防災・避難訓練	学校危機管理に関する教員研修	備考（定期点検や地域等の連携した取組 など）
4月	火災発生時の避難（西経路） 避難訓練 緊急地震速報を利用した引き渡し訓練 （小平市一斉引き渡し訓練） 十四小・学園東小との連携	避難経路の確認 危機管理マニュアルの確認研修 小平市一斉引き渡し訓練	施設・設備一斉点検 通学路の点検
5月	防災下校班結成 班別指導 セーフティ教室…様々な危機対応を学ぶ（交通安全、薬物乱用防止、情報管理等）	救急救命訓練（AED 含む）積極的に参加 一斉下校についての確認	
6月	火災発生時の行動	安全教育プログラムの活用に関わる研修①	
7月	水難事故防止 夏休みの安全指導	* 緊急初動訓練	
夏季休業中			通学路の点検
9月	避難訓練 緊急地震速報を利用した地震発生時の行動		通学路の点検 施設・設備一斉点検
10月	避難訓練（火災発生）	安全教育プログラムの活用に関わる研修②	
11月	火災予防 避難訓練（火災発生時の行動）		
12月	冬休みの安全指導	職員訓練 引き渡しに対する職員の行動	施設・設備一斉点検 避難経路の確認
1月	校内生活の安全	安全教育プログラムの活用に関わる研修③	
2月	避難訓練（火災発生時の行動）		
3月	避難訓練（地震発生時の行動） 春休みの安全指導	本年度の防災に関わる評価と次年度の防災に関わる計画	通学路の点検

5 学校・学区の環境

(1) 学校敷地内

①校舎

本校の現在の校舎は、昭和37年に建築され、すでに築50年超である。耐震工事は北校舎を平成10年に行った。

②校舎以外の施設設備

本校は武蔵野台地上にあり、大規模地震発生時において流砂現象による地盤沈下、地下水の噴出などの危険性は低いと考える。

しかし、がれきの関係で校庭の陥没あり。(H23/3/11・H26/2/14)

(2) 学区

①学区の地質・地形の外観と危険度

本校の学区は武蔵野台地上にあり、市内には山や丘陵がないため、土砂崩れが起きる危険性はない。また、周辺に大きな河川も流れていないため、洪水の恐れも極めて少ない。

参考：＊地震に関する地区危険度測定調査（東京都都市整備局）
www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm

②環境要因（通学路など）

本校の学区は、住宅が建ち並びその多くの家屋の回りにはブロック塀があるため、その倒壊が考えられる。さらに、北側には小平駅周辺の商店街、南西には、一橋学園駅周辺の商店街があるためその看板等落下の危険性はある。

(3) 施設・設備の安全対策

・学校設備・施設等の点検の実施

＊学校は、定期的に学校施設・設備等の確認を行う。

「学校施設・設備等の点検リスト」（5月、夏季休業日中、11月、3月）（別添資料あり）

（その他、法令に基づく建築設備の定期点検は市教委が実施する。）

・避難経路の確認（毎日）

・消火器、屋内消火栓の使用の習熟

・災害発生時対応のための止水弁、ガス緊急遮断弁、消火器・屋内消火栓等の配置図

（＊配置図を添付する

被害が生じた際の連絡先一覧表

ガス	東京ガスお客様センター	03-5374-4575
電気	教育総務課施設担当	346-9569
水道		346-9569
小平警察署	生活安全課少年第一係	343-0110
小平消防署		341-0119
昭和病院		042-461-0052
一橋病院		343-1311
山之内外科・整形外科		343-4458
あかしや脳外科		345-7444
校医 ゆずるクリニック	内科 原 譲	348-8515
喜平橋耳鼻咽喉科	耳鼻科 河村 哲也	332-3387

はしぐち眼科クリニック	眼科 橋口 和光	3 4 6 - 3 9 2 2
ゆざわ歯科	歯科 湯沢 浩樹	3 4 5 - 1 4 0 1
学園薬局小平団地店	薬剤師 中嶋 史枝	3 2 1 - 4 0 5 7

6 地震発生時の基本行動

(1) 地震発生時基本行動 I (校内での教育活動中)

[生徒]

- ・教職員の指示に従い、机などの下に避難し、自らの安全と生命を守る。

[教職員]

- ・校内での教育活動中に大震災が発生した場合、揺れが収まったら、直ちに教職員は、避難経路の安全確認を行い、避難指示をする。教職員は生徒を速やかに避難場所まで避難・誘導する。なお、来校者がいる場合は、生徒と同様に避難を指示する。
- ・その後、管理職及び連絡係担当が中心となり、生徒の安否確認、震度、被害状況等、情報を収集する。
- ・その後の対応について指示をする。

(震度5強以上) 保護者等による引き渡しの準備に入る。

＊情報発信(学校ホームページ、一斉メール配信、災害時伝言ダイヤル等)

(震度5強未満で被害が甚大な場合)

教育委員会に連絡、相談する。

状況に応じ、保護者等による引き渡しの準備に入る。

＊情報発信(学校ホームページ、一斉メール配信、災害時伝言ダイヤル等)

(震度5強未満で被害が甚大でない場合)

通常の教育活動に戻る。

(2) 地震発生時基本行動 II (校外学習中)

①事前

[教職員]

- ・校外学習の事前指導にて、万が一の際の避難場所、避難する方角、集合場所などを指示しておく。学校行事届のその他の欄に、記入し生徒に周知する。
- ・班行動をさせる場合には、計画表を提出させる。(見学場所、移動手段、通る道、時間など) 実地踏査において、その地区の避難場所や津波や山崩れなどの危険箇所などを把握する。

②移動中・活動中 [＊震度5強以上又は、震度5強未満で被害が甚大な場合を想定]

[生徒]

- ・最寄りの安全な場所に避難し、自らの安全と命を守る。
- ＊海岸付近の校外学習の際は、山側・高台に避難する。(教員は事前に避難する方向を示しておく。)
- ＊山地、高原での校外学習の際は、事前に指示された場所に戻る。(走らないよう指示をしておく。)

[教職員]

- ・自分の担当場所に急ぐ。(避難場所、最終集合場所等)
- ・チェックポイントや本部から避難場所まで生徒の行程表を基に、生徒の安否確認を行う。
- ・情報収集及び学校への連絡をする。

[学校]

- ・保護者への連絡手段(状況についての連絡含む)を確保する。(一斉メール配信、学校掲示板学

校ホームページなど)

- ・状況によっては、学校にいる教職員が家庭訪問を行い、状況を伝える。
- ・引率責任者と連絡をとり、現地及び学校所在地までの状況を確認し、帰校するか現地に待機するか協議をする。

その後、学校は教育委員会に現地の状況を連絡し、対応について教育委員会と協議する。

- ・帰校が可能な状況になった時点で、学校及び教育委員会は帰校のための交通手段の検討、手配を行う。

(3) 地震発生時基本行動 Ⅲ（引き渡しについて）（別添参考資料あり）

- ・保護者または、「引き渡しカード」等に保護者が記載した引き渡し者であることを確認した上で、学校は、生徒を引き渡す。
- ・小平市が震度5強以上又は、震度5強未満であっても被害規模（学区内で火災が発生している場合・公共交通機関の停止により保護者の帰宅が困難となることが見込まれる場合など）によっては保護者による引き渡しとする。

(4) 地震発生時基本行動 Ⅳ（保護体制）

- ・保護者又は緊急引き渡しが来校できず、帰宅が困難な生徒は、校内で保護する。
- ・生徒を保護する場合は、本部長（校長）の指示に従い、教職員はその任に当たる。

(5) 地震発生時基本行動 Ⅴ（登下校時）

〔生徒〕

- ①児童・生徒が自宅の近くにいる場合（保護者が自宅にいる）
 - ・安全な場所に一時避難し、地震がおさまったら、自宅に避難する。
- ②生徒が学校の近くにいる場合（自宅に保護者がいない場合なども予想される。）
 - ・安全な場所に一時避難し、地震がおさまったら、学校に避難する。
- ③生徒が学校及び自宅に避難することが困難な場合
 - ・最寄りのいつとき避難場所に避難する。

〔教職員〕

- ①生徒が登校していない（下校後）場合
 - ・地震がおさまったら、登下校中の児童・生徒の安否確認を行う。
 - ・地域の被害状況を確認する。
- ②生徒の一部が登校している（下校していない）場合
 - ・児童・生徒を安全な場所に避難させる。
 - ・被害の状況により、保護者への引き渡しを行う。

(6) 地震発生時基本行動 Ⅵ（教職員の出張時の対応）

〔＊震度5強以上又は、震度5強未満で被害が甚大な場合を想定〕

- ・交通状況を確認し、帰校する。
- ＊出張等の現地在震度5強未満であっても、小平市に被害があると思われる場合は学校に連絡をとり、管理職に対応の有無を確認する。
- ・学校と連絡がとれる場合には、学校の被害状況との確認及び管理職からの指示を受ける。

【留意事項】

- 震災時、連絡手段が絶たれる可能性もあるので、年度当初に生徒の震災時の帰宅方法について保護者等に日頃から繰り返し保護者に周知する。（入学説明会、保護者会、学校便り、学校ホームページ等）
- 小平市が震度5強以上の場合、小・中学校とも保護者等による引き渡しとする。
その他、被害規模によっては学校待機となる。（その後の状況により、集団下校・保護者引き渡しの判断をする。）

7 避難所となった場合の対応

避難所となった場合は、市の職員で小平一中担当の緊急初動要員隊長が責任者となり、それに協力する。

緊急時の小平市立小平第一中学校の入り方は、極秘事項のため、別紙にて緊急初動要員と教職員に配布し周知する。

小平市緊急初動要員 小平一中担当

木下 裕介 様 (小平市役所 水と緑と公園課)

080-1164-3249

小川町2-1348 あおきハイツ202

◎学校は、地域住民の避難者、市民の生命・身体等の保護に積極的な役割を求められる一方、本来教育活動を目的とする施設でもあるため、非常時といえども、学校機能の早期回復が必要である。そのため、学校災害対策本部は、緊急事態発生後直ちに、学校管理に必要な施設を確保するとともに、災害救助及び避難施設として開放に取り組む。→巻末「別紙」参照

【施設の鍵の保管・管理及び使用について】 学校と他機関とで共有する鍵は、なし。

【避難所支援担当者とその役割】 P1～2の役割分担を参照

【校内備蓄の飲料水・食料】

グッズ	(納入)～消費期限	分量	場所
毛布	(H29.10)	5枚	用務員・警備員室
	(H24.10)	10枚×5	用務員・警備員室
保存水	(R4)～R.104	2L×6本×14箱	用務員・警備員室
	(R5)～R.11.6	2L×6本×30箱	南校舎倉庫(旧機械室)
	(R6)～R.12.9	2L×6本×27箱	南校舎倉庫(旧機械室)
ネオ玄米スナック	(R4.11)～R10.4	60食×4箱	用務員・警備員室
マジックライスわかめ ご飯(アルファ化米)	(R6.9)～R12.6	50食×8箱	用務員・警備員室
氷砂糖	(H29.10)～H49.10	500粒以上	用務員・警備員室
紙コップ	(R4.11)～	100個×3袋	用務員・警備員室

その他

◎体育館への一般避難者用の備蓄食料・水等については緊急初動隊長から、市に連絡し運び込まれる予定。

◎体育館の緊急電源は、南校舎生徒玄関脇の緊急発電機により10時間は使える。(エアコンは別系統のため使用不可)

◎体育館では、地デジのアンテナがなくテレビは見ることができない。(要望中)

◎マンホールトイレについては、校庭南東に完成済み。

8 授業再開に向けた対応

(1) 生徒の安否確認

(2) 施設、教材、教具の被害状況の把握と対応

授業再開に向け、施設や教材、教具の被害状況を把握するとともに、生徒の教科書、文房具等学習に必要な物品の被害状況を確認する。その被害状況を教育委員会に報告する。

＊施設…教育総務課

＊教科書関係・教員の配置・再開における教育内容…指導課

＊給食関係、医薬品・文房具等消耗品や備品…学務課

(3) 授業再開に向けた準備

校舎等の安全確認・整備を行う。教育活動に最低限必要なスペースの確保を行う。

生徒の通学路の安全確保を行う。

授業再開に当たっては、地区担当者引率による集団登校・集団下校などの対応も考える。

教材・教具等、被害が大きい場合は、残された物品等を工夫し授業を再開させる。

(4) 授業再開時期の決定

極力早い時期の授業再開を目指す。再開に当たっては、教育委員会と協議する。

(5) 授業再開の保護者周知

学校ホームページ（使用可能時）、学校や地域の掲示板、各家庭へのプリント配布を行い周知する。

(6) 児童・生徒の心のケアの充実

校長は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー・教育相談員など臨床心理士等の派遣を検討する。

(7) 転出入に伴う対応

避難先が遠距離の場合は、原則として転退学の手続きが必要であることを学校ホームページ、学校や地域の掲示板、避難所の掲示板等を利用し保護者に周知する。

(8) その他

震災の被害の状況によっては、保護者から様々な相談が寄せられることが考えられる。相談の窓口となる担当者（可能であれば副校長・主幹教諭）が当たり、その内容の相談機関を紹介する。

学校に関わる関係団体の対応

○校庭開放の対応

文化スポーツ課申請のもの（基本なし）

・利用団体責任者が利用者の安全確保及び保護をする。

学校申請のもの

・利用団体責任者が利用者の安全確保及び保護をする。

○体育館開放

文化スポーツ課申請のもの（団体）

・利用団体責任者が利用者の安全確保及び保護をする。

学校申請のもの

・利用団体責任者が利用者の安全確保及び保護をする。

緊急地震速報における防災訓練前の放送

○本日はこれから、緊急地震速報に対応した避難訓練を行います。

○緊急地震速報とは、最大震度が5弱以上で震度4以上のゆれが予測される地域に発表される警報です。

○地震が近くで発生すると、FM放送から流れる警報音です。本日は訓練用のCDの音を使って訓練をします。

○この警報音が聞こえると、まもなく大きな地震が小平に到達するということです。

まず行うことは、身の安全を守ることです。

- ① 太い頑丈な柱の近くに移動する。
- ② 机の下などで、上からの落下物を、防げる場所に身を隠す。
- ③ 転倒しそうな家具やキャスター付きの家具から離れる。
- ④ 蛍光灯などの真下を避ける。
- ⑤ ガラス窓から離れる。

○そして、余裕があれば、建物がゆがんで扉が開かなくなることもあるので、出入り口を確保する。

以上の行動をとってください。

では、訓練を開始します。

警報音

15秒 ただいま大きな揺れを感じています。
先ほどの行動がとれていますでしょうか。

26秒 揺れがおさまってきました。

45秒 揺れはおさまりました。

60秒 建物の安全点検を行います。担当の先生の指示に従い、安全な階段、出入り口を使い、落ち着いて、校庭に避難しなさい。

○小平市では、緊急地震速報を、市の防災放送で流します。

○一中では、本日の緊急地震速報を受信できる機械を一台職員室に設置し、職員室のマイクから皆さんにお届けできるようになっています。

○小平市が震度5弱であった場合、全員が引き取りとなります。

この後、建物の安全を確認した上で、教室に戻りお迎えを待つ形になります。

○この後、職員は分担して、

生徒の安全を確保する者・・・・・・・・・・学年主任、担任
建物点検をする者・・・・・・・・・・副担任
生徒・職員の食料確保に向かう者・・・・生活指導担当
地域一般の受け入れる者・・・・・・・・生活指導主任
に分かれます。

基本的に。校舎は生徒のために

体育館を地域のために開放する予定です。

落雷に関わる防災計画

【落雷事故の防止に係る留意点】

- 雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴がある。
- グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、適切な救護活動を行ったとしても、約8割の人が命を落とすと言われている。
- また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷である。
- 落雷による死亡事故の半数以上が、「直撃雷」及び「側撃雷」によるものである。
- このほか、地面に落ちた雷が、地面の表面に沿って伝わることによる感電被害も想定される。
- さらに、屋内であっても、電話線やアンテナ線を経由して雷が侵入してくることや落雷による火災被害の発生も想定される。
- 朝や活動実施前においては、事前に雷注意報の有無や、気象情報（雷ナウキャスト）等を確認し、注意報がある場合には活動を原則中止すること。
- 活動中も随時空の様子を確認し、以下に示す発達した積乱雲が近づく兆候や、天候の急変などが発生した場合には活動を中止し、すぐに安全な場所へ避難すること。
 - ・ 真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
 - ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
 - ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
 - ・ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す。
- 落雷の危険がある場合には、すぐに以下の通り雷から身を守る行動をとること。
 - ・ 建物や屋根付きの乗り物へ避難する。
 - ・ 木や電柱から、4 m以上離れる。
 - ※高い木の近くは危険であることから、最低でも、木の全ての幹、枝、葉から2メートル以上は離れる。
 - ・ 近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- 単独の積乱雲による激しい現象は、30分から1時間程度で弱まることが多い。最後の雷鳴があった後、30分経過しても、次の雷鳴を聞かなくなったかが安全を確認する目安になる。
- このほか、気象庁ウェブサイト（※1）において、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」（※2）などの情報が提供されている。また、東京都教育委員会では教職員の落雷に対する意識の向上と、事故の未然防止のため、指導資料として「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」（※3）を作成している。こうした情報も活用し、落雷事故の防止に努めること。

※1 気象庁ウェブサイト

<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

※2 「雷ナウキャスト」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

※3 東京都教育委員会「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/-lightning_strike

高温等に関わる防災計画

学校における熱中症対策については、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）や熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等に基づき活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童・生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要である。そのため、以下のとおり、対応を行うこと。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
 - 活動中やその前後に、適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えるとともに、児童・生徒同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うよう指導すること。
 - 空調設備を適切に活用し、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
 - 運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも十分留意すること。
 - 天候・気温、活動内容・場所、児童・生徒等の暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）等の状況により、活動量・内容・時間・場所を変更するなど、柔軟な対応を行うこと。
- なお、暑さ指数（WBGT）によっては、活動を中止又は延期すること。
- 暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童・生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期すること。
 - 児童・生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること。
 - 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと。
 - 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分や塩分の補給、体の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
 - 水筒を持ち歩く際は、なるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、活動の際には水筒を置くようにすること等について、指導すること。
- 併せて、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則を踏まえ、各学校において「職場における熱中症対策」に取り組むこと。

なお、具体的な熱中症対策の検討については、学校等が選任している安全衛生管理者等（各種安全衛生管理者、安全管理者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者等）が中心となって実施すること。

（参考）「職場における熱中症対策」

- ・ 熱中症を生ずるおそれのある作業の把握

学校等において、「WBGT（湿球黒球温度）28以上又は気温31度以上の作業場において行われる作業（出張に伴う用務も含む。）で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの」を適切に把握します。

その判断の際には、なるべく実際の作業場でWBGT値を実測するほか、実測できない場合には、「熱中症予防情報サイト（環境省）」における実況・予測や、気温・湿度を参考にして、適切に対象作業を把握してください。

- ・ 「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」の策定

熱中症を生ずる恐れのある作業（出張に伴う用務も含む。）を行う学校等において、後掲の参考様式（「熱中症発生時の連絡体制・措置（対応フロー）」）等を活用し、「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」を策定してください。

- ・職員への周知

学校等において作成した「熱中症発生時の連絡体制」及び「熱中症発生時の措置」について、庁舎内での掲示、メールでの配信、部署内のポータルサイトへの掲載等により、各職員へ周知してください。また、具体的な熱中症対策については、以下のウェブサイト等を参照すること。

- ・熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

※暑さ指数(WBGT)の解説、実況と予測、過去データなどが参照できる。

- ・職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- ・東京都熱中症対策ポータル

<https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/>

熱中症の応急処置

I 度（軽症）の症状があれば、すぐに涼しい場所へ移し体を冷やして、水分を与える。
そして誰かがそばに付き添って見守り、改善しない場合や悪化する場合には病院へ搬送する。

II 度（中等症）で自分で水分・塩分を摂れないときや、III 度（重症）の症状であればすぐに病院へ搬送する。

【参考】熱中症の症状と重症度

分類	症状	重症度
I 度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。	軽度
	筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じます。これを“熱けいれん”と呼ぶこともあります。	
	大量の発汗	
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 からだがぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”、“熱疲労”と言われていた状態です。	中度
III 度	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、からだにガクガクとひきつけがある、真直ぐ走れない・歩けないなど。	重度
	高体温 からだに触ると熱いという感触です。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当します。	

風水害に関わる防災計画

- (1) 風水害に対する点検を実施し、予防に努めるとともに災害時は最小限の被害にとどめるように努める。
 - ① 建物・屋根・排水路・樹木の点検
 - ② 窓・戸・断線の点検
 - ③
- (2) 台風情報により校長の判断で本部を設置する。本部は次の判断と処置をとる。
 - ① 生徒が在校中で緊急下校させる場合には、状況に応じて地区別に下校させる。
 - ② 緊急下校が間に合わない場合は、学校で保護して安全を十分に確保してから帰宅させる。
保護者に迎えを要請する場合もある。
 - ③ 生徒が在宅中で、自宅待機、始業時刻の繰り下げ等を実施するときは、緊急連絡メールにて伝達する。
 - ④ 都、市教育委員会より指示がある場合はその指示に従う。

火災に関わる防災計画

防火管理規定

1 総則

- (1) この規定は小平市立小平第一中学校における防火管理を徹底を期し、もって火災その他の災害による人的・物的被害を最小限にとどめることを目的とする。
- (2) (1)の目的達成のため、必要な事項は、別に定める場合の他は、この防災計画の定めるところによる。

2 防災組織

- (1) 防火管理委員会（下表）を設置して、業務の適正な運用を図る。

委員長	校 長	防火責任者
副委員長	副校長	防火管理者
委員	教務主任	司会
委員	生活指導主任	避難誘導の責任者
委員	進路指導主任	
委員	保健主任	
委員	養護教諭	
委員	1 学年主任	1 学年の掌握
委員	2 学年主任	2 学年の掌握
委員	3 学年主任	3 学年の掌握
委員	事務主事	

- (2) 防火管理委員の任務は、次の通りとする。
- ① 防火計画の審議と実践
 - ② 防火に関する諸計画の立案、制定
 - ③ 防火用設備の改善、強化
 - ④ 防火に関する知識の普及、及び意識の高揚
- (3) 防火管理委員会の開催は、定例会と緊急会とする。
- ① 防火対策委員会は校長が招集し、教務主任が司会する。
 - ② 定例会は原則として毎月 1 回開く。
 - ③ 緊急会は防災上緊急事態が発生した時、校長がこれを招集する。
- (4) 災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛防災組織を下表の通り定める
P 1～2 の役割分担参照

- (5) 火災予防については、その徹底を期するため、防火管理者の下に火元責任を置く。火元責任者は以下に示された場所の消防用設備、火気使用設備の適正な管理にあたる。

火元責任者と場所			
火元責任者	場所	火元責任者	場所
校 長	防火管理責任者	視聴覚担当	放送室
副校長	防火管理者 校長室・職員室 印刷室・P T A会議室 渡り廊下脇機械室	司書担当教諭	図書室・準備室
		社会科主任	相談室
事務主事 (用務主事・警備)	事務室・資材倉庫 用務員室・用務倉庫 北1階倉庫 給食配膳室	数学科発展コース 担当教諭	北4階多目的室 南2階学習室
		理科主任	第一理科室・準備室 第二理科室・準備室
教務主任	資料室・第一会議室 第二会議室	音楽担当教諭	音楽室・準備室
生活指導主任	生徒会室・ ほっとすルーム 北4階清掃用具倉庫 北1階トイレ	美術科担当教諭	美術室・準備室
		保健体育科主任	体育館・武道場 ミーティングルーム 体育館倉庫 体育倉庫・プール サッカー倉庫
進路指導主任	進路相談室	サッカー部顧問	
I 組主任	I 組職員室・倉庫 トイレ・更衣室・教室 北1階作業室	技術科担当教諭	技術室・準備室 総合学習室・準備室
養護教諭	保健室・保健倉庫 南1階来賓トイレ	家庭科担当教諭	調理室・被服室 家庭科準備室
		佐藤教諭・鈴木教諭	職員更衣室 職員トイレ

3 火災予防

- (1) 火災予防のための自主検査、消防用設備点検は、市の委託会社の専門家が行うが、通常より所定の場所への設置状況は、火元責任者が行う。
- (2) 点検、検査の結果改善を要するものは、小平市の担当者が早急に最善を図るものとする。
またその進行管理を防火管理者（副校長）が行う。
- (3) 校舎内外での火の使用は、校長の許可を受けるものとする。
- (4) 教職員の防火知識普及のため、研修・訓練を行う。

4 消防機関との連絡

- (1) 防火管理者は次の事項について常に消防署と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

連絡事項

- ① 消防計画の作成と提出
- ② 査察の要請及び教育訓練の要請
- ③ その他防火管理上必要な事項

5 火災発生時の処理

(1) 火災発見時の処置は次の通りとする。

- ① 生徒の生命の安全を守ることを第一とし、火災・地震発生の際は速やかにその状況を把握し、校長に報告し、同時に諸関係機関へ通報する。また適切な処置（避難指示）をする。
- ② 火災・地震発生時の際は速やかに生徒を避難させ、人員の確認そのたの処置をするとともに、小平消防署・小平警察署等の関係機関に通報し、同時に小平市教育委員会へも報告をする。
- ③ 諸係は、それぞれの用務に従って、消火栓の放水可能な状況を点検し消火班の初期消火に支障の内容に協力をする。
- ④ 搬出班は、重要物品（非常持ち出し）を安全な場所に搬出し、避難誘導係とともに警戒にあたる。

6 地震災害対策

(1) 地震の災害を最小限にするために、常に次の事項を点検し、改善につとめなければならない。

- ① 校舎の安全点検
- ② 避難経路の確認・確保
- ③ 戸棚・ロッカー・下駄箱・水槽等の転倒防止点検
- ④ 割れ物・落下物の点検
- ⑤ 薬品類の転倒落下防止
- ⑥ 地震の際の避難計画の立案と安全確保
- ⑦ 火気使用箇所、電源確認及び常時点検
- ⑧ 避難訓練の実施

(2) 地震発生時における活動計画は次のような事項に基づき処理できるようにする。

- ① 生徒が室内にいるときは、机の下等安全な場所に身を隠すように指示をし、室内における火気の始末をする。
- ② 生徒が外にいるときは、建物から離れ、落下物・転倒物のない場所に集める。
- ③ 避難する場合は、落下物・転倒物等の周囲の状況に留意して、必要な防護処置（カバンを頭上に当てるなど）をとらせ、誘導する。
- ④ 生徒が勝手な行動をとらないように適宜指示を与える。
- ⑤ 理科室等は直ちに点検し出火の危険の有無を確認する。

(3) 小平市で震度5強以上の場合は、生徒を緊急避難させた後は、次の手順により保護者に引き渡す。

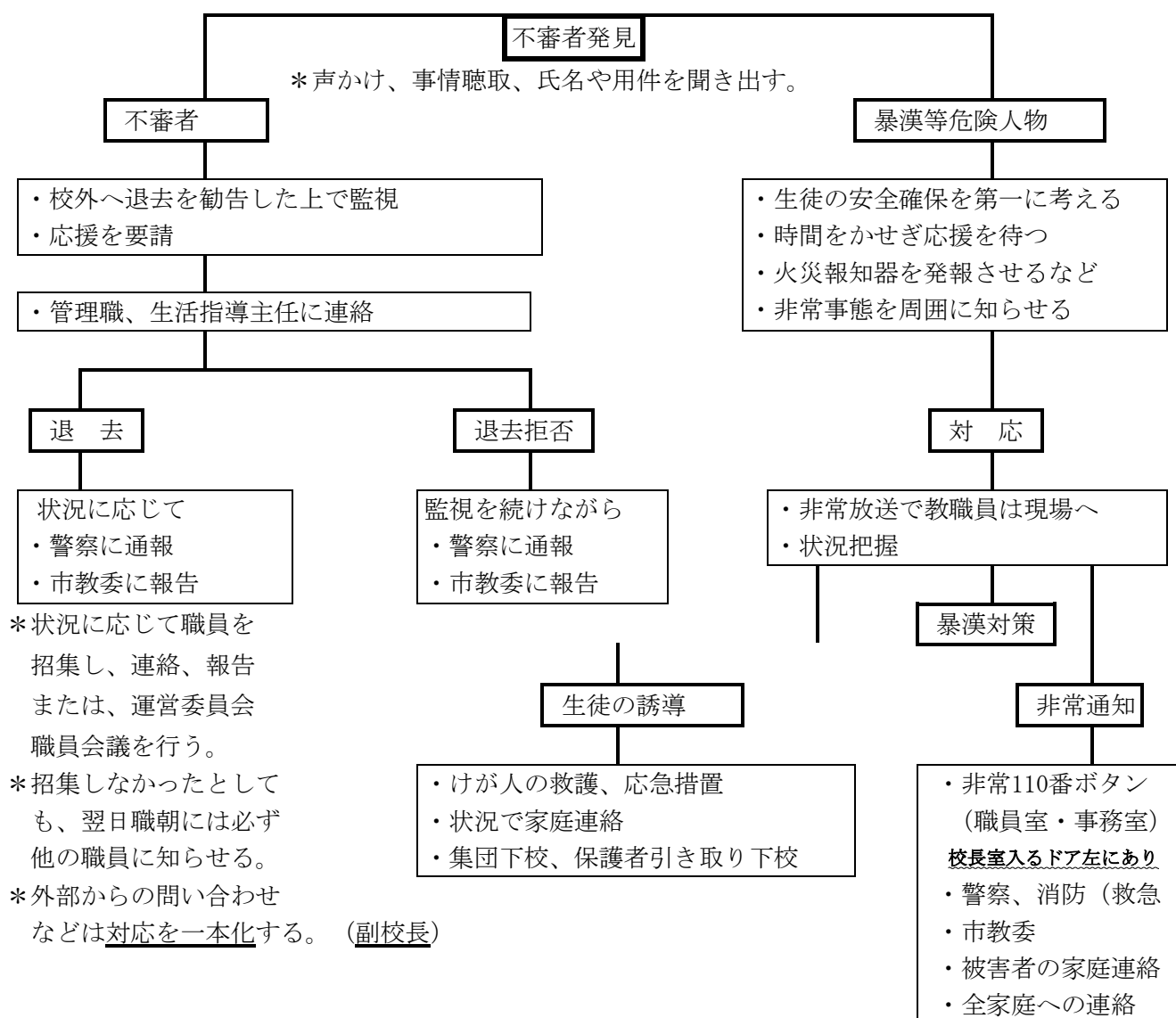
- ① 緊急メール・ホームページにより保護者に引き渡し連絡をとる。
- ② 担任が、引き渡しカードにしたがって引き渡す。
- ③ 人数が少なくなったら、クラスを合体させ、余りの担任は避難所作りにまわる。
- ④ 校舎の安全が確認されたら、教室にて引き渡しを継続する。
- ⑤ 備蓄品等の用意をする。

防犯に関わる防災計画

◆ 不審者の徘徊、侵入に対して

<対応の留意点>

- ① 不審者を見かけたら、状況に応じて初期対応すると同時に、できるだけ早く他の職員へ連絡する。
生徒にも日頃から連絡することを指導・徹底しておく。
- ② 生徒の安全確保を第一に考える。必ず複数で分担・連携して対応する。
- ③ 声かけや事情聴取の際は、相手を刺激せず、興奮させない口調で行う。
- ④ 暴漢者への対応は、向かっていくのではなく、間合いを取り時間をかせぐ。
- ⑤ 警察への連絡、非常ベルの作動などを躊躇しない。
- ⑥ 授業中は生徒の側を離れず、生徒を暴漢者から遠ざけることを常に留意する



☆関係機関の連絡・報告先☆

・ 小平警察	0 4 2 - 3 4 3 - 0 1 1 0
・ 小平消防署	0 4 2 - 3 4 1 - 0 1 1 9
・ 公立昭和病院(救急総合)	0 4 2 - 4 6 1 - 0 0 5 2
・ 小平市役所(指導課)	0 4 2 - 3 4 6 - 9 5 7 1

不審者対応用各用具など

緊急ベル …… 職員室（校長室への扉付近）、事務室にあります。

①さすまた（4本）

②盾（2枚）

③防刃手袋 事務室（南校舎1階）に配備されています。

1 役割分担

役 割	担 当	配 置	内 容	担 当 者 名
総 指 揮	校 長	職員室	全体の避難指揮を執る	校長
通 報	校 長	職員室	「不審者侵入」の連絡が入り次第、警察に緊急通報する。	校長
避難 指揮 (放 送)	副校長	職員室	・「不審者侵入」発生連絡をする。 ・犯人の位置に合わせて、生徒避難の直接指示を放送でする。	副校長
避難 誘導	学級担任 学年副担任	各教室 学年廊下	各教室から生徒を避難誘導する。 避難経路は後述	学級担任 学年副担任
不審者への 直接対処	生活指導部	不審者と 行動	不審者と距離をとって行動し、 ①不審者の位置を絶えず職員室に携帯電話等で連絡する。 ②安全な距離を保ちつつ、不審者の行動を遅らせる。	生活指導主任 生活指導部
警察の受け 入れ・誘導	事務職員	事務室	警察が到着したら、最新の情報に基づいて警察官を犯人のところに誘導する。（職員室と連絡を取る）	事務員
救 護	養 護	保健室	負傷者の救護をする。	（安全確保迄職員室待機） 養護教諭
避難後の 整列指導	生活指導部	体育館、 校庭	各クラスの整列指示	教務主任 学級担任

2 放送要領

①第1段階（職員緊急配置）

以下の放送が入った場合、不審者の侵入が発生したことを伝えるものです。

副校長 「業務連絡、業務連絡。「中庭」、準備をお願いします。」

※「業務連絡」のあとに「現在、不審者がいる場所」をいう。

②第2段階（避難誘導段階）

携帯電話からの不審者の位置情報を基に安全な避難経路の指示をする放送です。

副校長 「業務連絡、業務連絡。教室待機をお願いします。」

③第3段階（警報解除段階）

校内の安全が確保された、という連絡の放送です。

副校長 「業務連絡、業務連絡。安全が確保されました。
各学年主任の先生方は職員室にお集まりください。」

3 避難経路

・授業中、休み時間の避難 … まず教室待機。その後、放送の指示にしたがう。

・儀式中（体育館）の避難 … 儀式ごとに生活指導部が事前に文書で示す。

※ 以上を基本とするが、緊急放送があった場合はその指示にしたがう

※ 避難場所（体育館・校庭）では、全校朝会隊形で整列する。

4 その他

① 不審者を取り押さえることを主眼にするのではなく、生徒・職員の安全な避難を第一に考えて行動する。

② 見知らぬ人を校内で見かけたら「どちら様ですか」「何かご用ですか」と職員が声をかける。

③ 不審者が刃物等を振り回した時は、椅子や長い棒で防衛し生徒の安全確保に全力を注ぐ。

④ 不審者対応の「さすまた」「防刃手袋」等、事務室内に設置されています。

⑤ 防犯カメラ5台設置（正門、西門、職員玄関、体育館入り口、体育館裏門）。モニターを職員室と事務室に置いて常時監視をする。不審者発見の場合は左記の不審者発見図の通り。

弾道ミサイル発射に関わる防災計画

Jアラート警報発令時等有事対応指針要諦

1 策定の目的

- (1) 有事の対応指針を持つことで、不安感の軽減を図る。
- (2) 有事の混乱を防ぐと共に、被害の軽減を図る。
- (3) 危機管理についての意識向上を図る。

2 Jアラートについて

(1) 情報伝達のしくみ
有事の際、サイレン鳴動や携帯電話、スマートフォンへのエリアメール等で警報が発令される。

ミサイルの保護のための主な情報伝達手段

(2) 受信画面の実例
エリアメール・緊急速報メールの受信画面の実例
(平成 28 年 2 月 7 日に沖縄県内で配信されたもの)

3 Jアラート警報が発令された場合の初動

- (1) 北校舎、南校舎、校庭、体育館の全てに対し、一斉放送を行う（実行者は可能な教職員）。

「只今、Jアラートが鳴動しました。生徒は直ちに最も近い教室の中に入りなさい。」

- ・ 直近の教職員は以下を基本に生徒を避難誘導する（迅速な避難を優先する）
北校舎：各教室、南校舎：各教室、校庭：南校舎（1F技術室）、体育館：ミーティングルーム
- ・ TVやラジオで公共放送を受信し、関係諸機関と共に正確な情報収集に努める。

4 核攻撃が迫った場合の対応

- (1) 全生徒を屋内に退避させ、床に伏せさせる。
 - ・ 決して窓の外を見させない（閃光の数秒後には激烈な衝撃波が到達する）。
 - ・ 床に伏せながら、特に顔面の保護を意識させる。
 - ・ 安全が確保されるまで床から動かないよう指導する。

5 毒ガス攻撃が迫った場合の対応

- (1) 全生徒を屋内に退避させ、床に伏せさせる。
 - ・ 全校の窓、防火扉を閉鎖し、各教室のドア等も全て閉鎖する（可能なら隙間をふさぐ）。
 - ・ 各教室で生徒を床に寝かせ、ゆっくり呼吸させることで酸素消費量を下げさせる。
※計算上、酸素消費量を抑えれば、各教室で少なくとも1時間は呼吸可能である。
 - ・ 安全が確保されるまで床から動かないよう指導する。

6 安全が確保された場合の対応

- (1) 北校舎、南校舎、校庭、体育館の全てに対し、一斉放送を行う（実行者は可能な教職員）。

「只今、安全が確保されました。生徒は直ちに自分の教室に戻りなさい。」

「各学年主任、分掌主任の先生方は職員室へお集まりください。」

→関係諸機関の情報に基づき、校長の指示の下、今後の動きを決定し各学年へ伝達する。

7 参考資料 内閣官房国民保護ポータルサイト

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

野生動物に関わる防災計画

1 学校に熊が出没した場合

(1) 学校敷地内にクマが出没した場合の対応

① 緊急対応

児童・生徒等の安全確保

- ・速やかに校舎内の安全な場所（教室・体育館など）へ避難誘導。窓や出入口の施錠を徹底
- 管理職による情報収集と連携
- ・地元自治体（鳥獣保護担当部署）・警察・消防と連携し、出没状況や個体の特徴（大きさ・行動）を把握

情報の一元管理と発信

- ・誤情報の拡散を防ぐため、学校管理職が情報を集約し、保護者、教職員、児童・生徒等に正確に伝達
- 登下校時間帯の対応

【登校前】保護者送迎、オンライン授業、臨時休校などを検討

【下校時】保護者への引き渡しを原則とし、教職員による通学路の安全確認と見回りを実施

屋外活動の制限

- ・安全が確認されるまで屋外活動は中止

心理的支援

- ・不安を感じる生徒等へのスクールカウンセラー等による支援を実施

② 事後対応

関係機関との情報共有

- ・出没状況や対応経過を自治体・警察と共有し、再発予防策を協議

保護者への報告と説明

- ・対応内容と今後の方針を文書や説明会等で周知

教職員への振り返り

- ・対応の振り返りを行い、次回の対応に反映

(2) 学校付近でクマの目撃情報があつた場合の対応

① 予防的対応

情報の確認と共有

- ・地元自治体や警察からの情報を確認し、教職員間で共有

登下校の安全確保

- ・通学路の見回り
- ・保護者送迎の推奨
- ・必要に応じて登下校時間の変更や集団登下校の実施

屋外活動の見直し

- ・校庭・グラウンドでの活動は状況に応じて制限

生徒等への指導

- ・学級活動等で「クマに遭遇した場合の行動」について指導

② 情報発信と連携

保護者への注意喚起

- ・目撃情報と対応方針をメール・連絡帳等で周知

地元自治体との連携強化

- ・出没傾向や個体の特定状況などの情報を共有し、必要に応じて学校周辺のパトロールを依頼

(3) 未然防止策

- ・ 平時から自治体・警察・関係機関と連携し、役割分担や連絡体制を確認しておく。
- ・ 緊急時に備えた対応フローや連絡体制図を整備する。
- ・ 学級活動やホームルーム等で熊に関する安全指導を行い、保護者にも注意喚起を促す。

(参考)

東京都環境局「ツキノワグマについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/bear

2 その他の野生生物への対応

①主な出没動物

- ・ ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシン

②対応のポイント

- ・ 野生動物は病気を持っている可能性があるため近づかないように周知
- ・ センサーカメラによる出没状況の把握が有効
- ・ 金属製の防護柵（タヌキによる噛み切り対策）を推奨
- ・ 学校周辺の森林整備と地域住民との情報共有が重要
- ・ クマ剥ぎや角こすりによる樹木被害も報告されており、林業地域では特に注意

○トウガラシの辛み成分「カプサイシン」を濃縮した液体が噴出され、熊を追い払うことができる。

○カプサイシンは粘膜を刺激するため、熊の目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって

3 市街地に生息する生物への対応

(1) ヘビ

①概要

- ・ 都内にはアオダイショウなどの無毒種その他、マムシ(ニホンマムシ)やヤマカガシなどの毒蛇が生息し、多摩部だけではなく、区部でも出没が報告されている。特に草むらや河川敷では、注意が必要である。

②教職員の対応

- ・ ヘビを見かけた場合は刺激せず、児童・生徒等を安全な場所へ誘導し、施設管理者や教育委員会へ連絡する。
- ・ 草むらや河川敷などに児童・生徒等を近づけないよう誘導する。
- ・ 自然体験活動時は長袖・長ズボンの着用や肌の露出を避ける服装を推奨する。

③児童・生徒等の安全確保

- ・ 年齢に応じてわかりやすく指導（「近づかない」「触らない」等）する。
- ・ 体験活動前の現地踏査でリスクを洗い出し、安全確認を徹底する。
- ・ 万が一咬まれた場合は、安静にして医療機関へ搬送する。
- ・ 毒蛇の可能性がある場合は咬まれた種類（見た目の特徴、大きさ等）の情報を正確に伝える。

④緊急対応

- ・ 判断に迷う場合は「#7119（東京消防庁救急相談センター）」へ相談する。
- ・ 都内では毒蛇対応可能な病院が限られているため、事前に血清保有病院を確認しておく。

(2) カラス

①概要

- ・ 繁殖期（春～初夏）には、ヒナを守るために親鳥が人を威嚇・攻撃する事例が報告されている。
- ・ 東京都は広域的なトラップによる捕獲や巣の撤去を進めている。

②教職員の対応

- ・巣を発見した際、都立学校については、速やかに TEPRO（公益財団法人東京都教育支援機構）に撤去を依頼する。区市町村立学校については、速やかに地元自治体へ連絡し、撤去を依頼する。
- ・登下校時や校外活動時の注意喚起を徹底する。
- ・ゴミの管理を徹底し、カラスの餌場を作らない。

（３）ネズミ

①概要

- ・ネズミは食中毒や感染症（サルモネラ症など）の媒介となる可能性がある。
- ・学校内では、給食室・倉庫・排水溝・自販機周辺などが発生しやすい場所である。

②教職員の対応

- ・東京都の「ねずみ防除指針」に基づき、以下の３原則を徹底する。

餌を与えない（生ゴミ管理）。

侵入させない（隙間の封鎖）。

隠れ場所を作らない（整理整頓・清掃）。

- ・定期的な環境衛生点検と、必要に応じて専門業者へ相談する

傷病者対応基本方針

救急処置計画

1. 学校における救急処置の目的

- (1) 生徒の生命の安全のため、早急に学習に戻すための適切な手当を行う。
- (2) 事故発生のメカニズムをさぐり、事故発生の未然の防止に万全を期す。

2. 学校で行う救急処置の範囲

- (1) 医師・医療機関に引き渡すまでの処置をする。
 - ・学校教育の中で行う救急処置は、医療の専門外のものが当たるので、その領域を超えたり、医療の妨げになってはならない。
(診断名の決定、内服薬の配布・投与、骨折・脱臼などの整復行為など)
- (2) 医療の対象にならない程度の傷病の処置をする。
 - ・保健室での休養は原則 1 時間とし、体調の回復の見込みがある場合とする。
- (3) 学校での処置内容は、保護者に説明できるように状況を把握する。
- (4) 医療機関へ輸送する場合は、次の連絡体制に従って行う。

3. 役割分担

主として養護教諭が対応すること

- (1) 生徒の状態の観察(状況把握・呼吸・脈拍・傷害の程度・移動の適否など)
- (2) 救急処置の判断と実施
- (3) 管理職・担任への連絡(事故発生からの観察、救急処置、受診・治療方針、予後等の報告)
- (4) 記録の整理
- (5) 全教職員への事故の発生状況、処置について報告をする。

主として校長・副校長が対応すること

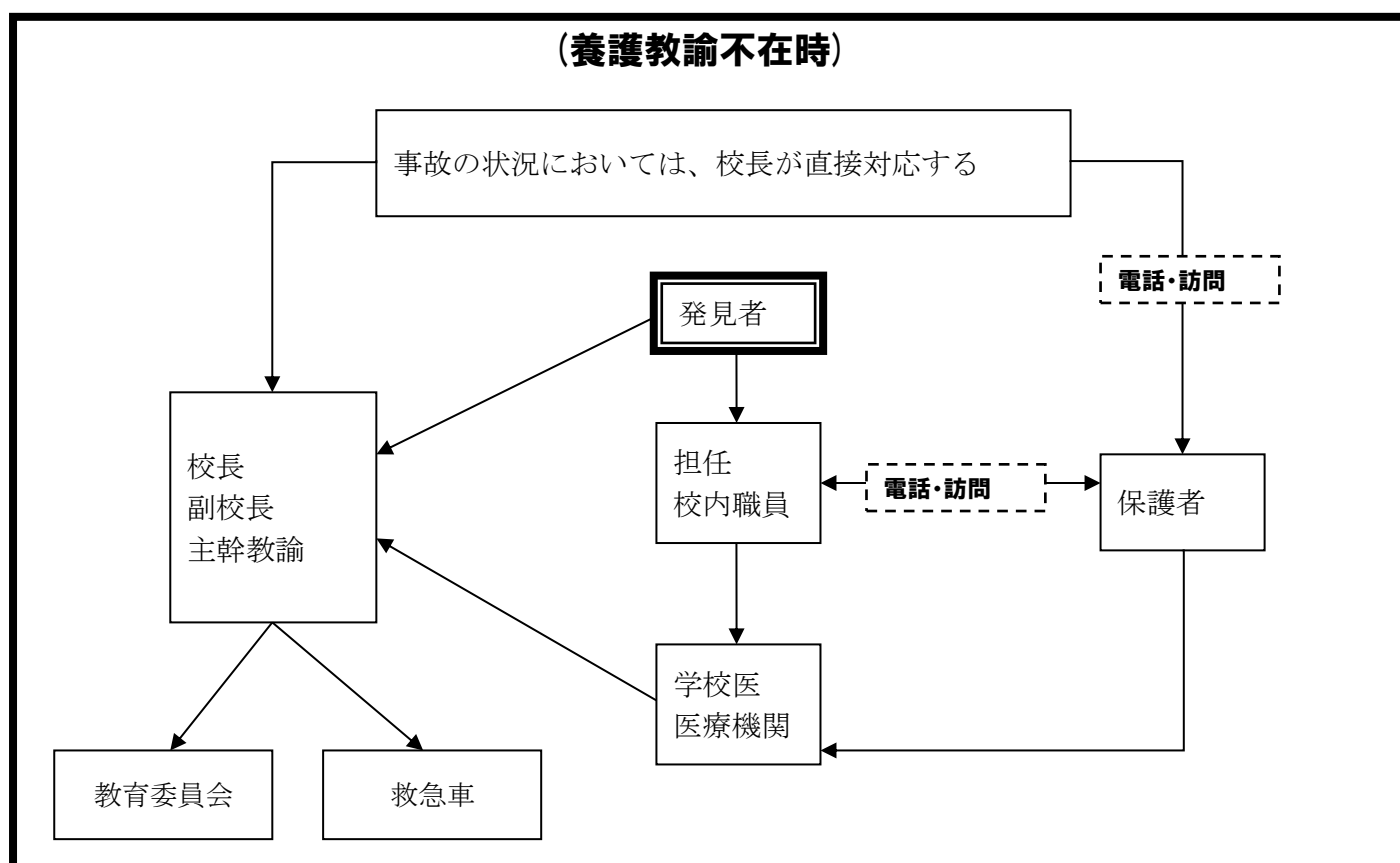
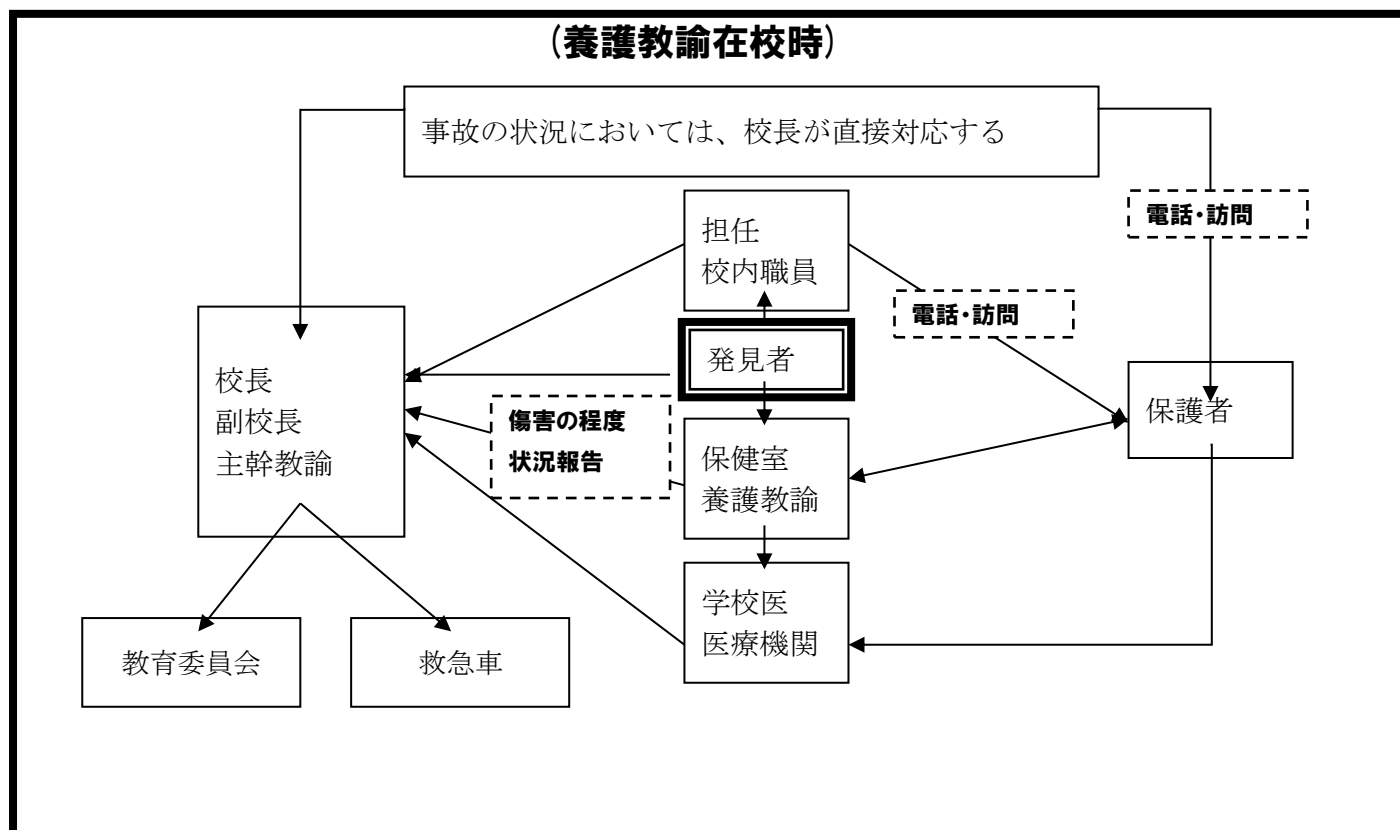
- (1) 必要に応じ校医(医療機関)に連絡し指示をあおぐ。
- (2) 移送方法の判断と指示
- (3) 教職員への指示、連絡、指導(救急車の依頼、生徒の指導など)
- (4) 総合的な対策、対応の判断と処理(教育委員会、警察への連絡)
- (5) 報道関係・地域住民、保護者への対応
- (6) 記録の整理
- (7) 事故報告書、その他の書類の整理

主として担任・校内職員が対応すること

- (1) 事故発生の原因、周囲の状況調査
- (2) 保護者への連絡
- (3) 救急車等医療機関への移送手配
- (4) 事故発生後の他の生徒の管理・指導

- (5) 必要に応じ医療機関への付き添い
- (6) 記録の整理
- (7) 事後処理・事後報告書等の作成

4. 本校の緊急連絡体制



救急処置における判断基準について

1. 教室で学習を継続するもの

- ① 体温が平熱より＋1℃未満・一般状態が良好な者
- ② 外傷の処置が完了した者

2. 保健室で経過観察をするもの（休養を含む）

- ①経過を観察した上での判断が必要な者（経過時間は、原則として1時間以内）

3. 早退させるもの

- ① 体温が平熱より＋1℃以上で、授業継続が不可能な者
- ② 経過観察後も、症状が改善しない者

4. 医療機関を受診するもの

- ① 縫合を要すると思われる者
- ② 骨折の疑い等、レントゲンの検査が必要と思われる者
- ③ 虫垂炎・急性の疾患の疑いがある者
- ④ その他受診の必要と思われる者

5. 救急車を要請するもの

- ① 意識喪失が継続するもの
- ② 頭部打撲による嘔吐
- ③ 呼吸困難
- ④ けいれんの持続するもの
- ⑤ 激痛の持続するもの
- ⑥ ショック症状が継続するもの（大腿骨骨折・頭部、頸部骨折等）
- ⑦ 多量の出血をとまなうもの
- ⑧ 大きな開放創をもつもの
- ⑨ 広範囲の火傷をうけたもの
- ⑩ 土・日・祝祭日等一般病院の診療時間以外の時間の事故

6. その他

※AED 設置場所：事務室前（トロフィー棚の隣）

※担架設置場所：職員室前・職員玄関・体育館（武道場前）

AED を使用した場合は、必ず養護教諭に連絡してください。体液等が付着した電極パッドは医療廃棄物となりますので、市回収のごみとして処分しないようにしてください。

《事故発生時 保護者連絡対応マニュアル》

状況説明

- ・現状を伝える。
- ・いつ、どこで、何をしていて、どうしたのか簡潔に説明する。
- ・今からどうしたいのか、どうしてほしいのかを伝える。

確認事項

①保護者に迎えに来てもらう場合

- ・学校に来られるかどうかの確認
- ・どのくらい時間がかかりそうか
- ・保険証・子ども医療証持参の依頼

直接対応

【来校後】

- ・状況説明
- ・受診医療機関の確認
- ・医療機関へ事前連絡
- ・受診結果の確認

②学校側で病院へ連れていく場合

- ・かかりつけ病院の確認
- ・病院に来られるかどうかの確認
- ・どのくらい時間がかかりそうか
- ・保険証・子ども医療証持参の依頼

【医療機関で】

- ・状況及び状態の説明
- ・受診結果の確認
- ・今後の注意事項等の確認

③救急車を要請した場合

- ・救急車を要請したことを伝える
- ・搬送先が決まったら再度連絡をする
- ・搬送医療機関へ来てもらう
- ・保険証・子ども医療証持参の依頼

事後対応

○家庭訪問・電話連絡

○全体指導・個別指導・事故報告・日本スポーツ振興センター手続き等

校内でおう吐が発生した場合の処理について

- ・保健室に連絡をし、キッチンハイター・バケツを取ってくる。おう吐した生徒は、保健室に連れて行く。
★嘔吐物処理セットの場所→保健室・職員室
- ・窓・ドアをあけ、換気を行う。生徒を可能であれば別室に移動をさせ、手洗い・うがいをさせる。
★最低でも手洗い・うがいは徹底させること

窓を開けて換気し、 おう吐物の処理を始めます。

※保護マスク・保護手袋（二重）
は、必ず着用して下さい。



本剤を対象物に
まんべんなく振りかける。
※残さず使い切ることを。

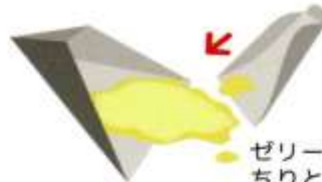


※次亜塩素酸とともに
塩素ガスが発生します。
吸い込まないように注意！

コップ1～2杯程度の水をかける。
水がない場合、「次亜塩素酸水」
であれば代用できます。
乾いた嘔吐物の場合は3～5杯程度の
水をかけて下さい。



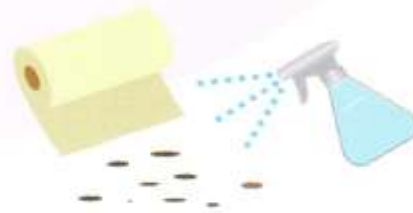
処理中も次亜塩素酸が大気中の
ウィルスを除菌していますので
数分間は回収しないで下さい。



ゼリー状に固まった汚物を、使い捨ての
ちりとりなどで集め、一次回収袋に捨てる。



汚物の回収を終えたら
外側用手袋を
裏返しに外し、
一次回収袋に捨てる。



汚物を取り除いた後の汚れた床は、
「次亜塩素酸水」とペーパータオル
で拭き、一次回収袋に捨てる。
※次亜塩素酸水は濃度100～200ppm品
をお使い下さい。



感染源に直接接触したゴミが入った
一次回収袋の口はしっかり閉じてから、
二次回収袋に入れ、廃棄する。



汚染面に触れないように、シューズカバー、
内側用手袋、エプロン、キャップ、マスク
の順に外し、二次回収袋に捨て、
口をしっかりと閉じてから廃棄する。



最後に手洗いと
手指消毒、うがいを
十分に行う。

学校危機管理に関する研修

- (1) 教職員は、防火防災に関する教育を受け防火防災管理の充実を期す。
- (2) 有事の際、被害を最小限にとどめるため、消防・防災訓練によりその処置等の技術の向上をはかる。訓練は次の通りとする。
 - ① 通報訓練
 - ② 消火訓練
 - ③ 避難誘導訓練
 - ④ 総合訓練
- (3) 通報訓練は次の内容のものとする。
 - ① 関係機関への通報（小平消防署、小平警察署、小平市教育委員会等）
「火災発生、こちら小平市立小平第一中学校、
住所は小平市仲町506です。
発火場所は〇〇〇〇です。」
 - ② 火災発見者は防火管理者へ、発火場所、状況を通報する。防火管理者は校長に通報する。
 - ③ 火災報知器のベルが鳴った場合、火災発生場所を確認し状況の報告を受け、校長の指示により非常放送で校内状況を放送する。校長は速やかに避難場所を指示し、生徒を安全に避難させる。

令和8年度安全指導及び避難訓練に関する年間指導計画

	安全教育	避難訓練
重点目標	◎ 生命の大切さを理解させるとともに、健康や安全についての理解を深めさせる。	◎ 地震及び火災時の基本的な避難行動を理解し、安全な避難方法を身に付けさせる。
	◎ 身の回りの危険に注意を払う態度を養うとともに、緊急時の対処の仕方を身に付けさせる。	◎ 地震発生時及び火災発生時の状況に合わせて、いざというときに適切な避難ができるようにする。

月	日程	時間	安全指導	避難訓練	防災ノート活用
4月	8日(水)	全校朝会 学級指導	○不審者対応 ・不審者に遭遇したときの対処の仕方		
	13日(月)	全体指導 1校時		・緊急地震速報を利用した防災訓練	自分の身を守る 7, 8, 22, 73, 74 地震が起きたら 25-28 過去の震災 51, 52, 57-64
	30日(月)	教室での 引き渡し		・緊急地震速報を利用した防災訓練 ・震度5強を想定した引き渡し訓練	
5月	12日(火)	全校朝会 学級指導	○熱中症予防 ・運動時における水分補給		
	13日(水)	授業内	セーフティー教室 (スクエアドストレイト)		
	28日(木)	全体・学級指導 5校時		・防災下校班結成	
6月	22日(月)	学級指導	○水難事故 ・水泳における事故防止		
	24日(水)	授業内		・火災発生時の行動	火災 7, 22
7月	14日(火)	授業内		・緊急地震速報	地震の被害 13, 14, 69-72 備蓄 17-21, 75、情報収集 81-84
	17日(金)	学級指導	○夏季休業中の諸注意		
8月					

月	日程	時間	安全指導	避難訓練	防災ノート活用
9月	18日(金)	学級指導	○応急手当 ・急病者に遭遇したときの対処の仕方 ・応急手当(心肺蘇生、AED)		自助・共助 31-34 応急手当 79, 80 公助・ハイパーレスキュー隊 93-96
	24日(木)	休み時間		・緊急地震速報	地震の被害 13, 14, 69-72 備蓄 17-21, 75、情報収集 81-84
10月	13日(火)	学級指導	○交通安全 ・登下校時の交通安全 ・交通マナーの徹底		
	23日(金)	授業内		・火災発生時の行動	火災 7, 22
11月	9日(月)	生徒朝会 学級指導	○火災予防 ・火災予防の徹底とストーブ使用に関する注意		
	25日(水)	授業内		・火災発生時の避難(東経路・全体指導)	
12月	24日(火)	学級指導	○冬季休業中の諸注意		
	25日(金)	職員会議		・職員訓練 ・災害発生に対する職員の動きの確認	
1月	12日(火)	学級指導	○校内安全 ・校内生活の安全		
	18日(月)	授業内		・地震発生時の行動	地震の被害 13, 14, 69-72 備蓄 17-21, 75、情報収集 81-84
2月	4日(木)	授業内		・火災発生時の避難(校内移動訓練・全体指導)	
	8日(月)	学級指導	○インターネットと人権 ・インターネットの使い方		
3月	5日(金)	全体指導 6校時		・緊急地震速報を利用した防災訓練(経路指示・全体指導)	
	9日(火)	全校朝会 学級指導	○薬物乱用防止 ・違法薬物の使用や薬物の不正使用について		

